

## PTC のお客様との契約書

この PTC のお客様との契約（以下「本契約」といいます）は、(A)以下の「同意する」ボタンをクリックし、又は(B)PTC から提供されるソフトウェア若しくはドキュメンテーションをインストールし、それらにアクセスし、若しくはそれらを使用する、個人又はその個人を代表者として本契約を承諾する会社その他の組織（以下「お客様」と言います）と、PARAMETRIC TECHNOLOGY CORPORATION 又は本契約のスケジュール A に記載の国で購入がなされた場合はそのスケジュールに記載の PTC 関連会社（以下「PTC」と言います）との間の法的契約書です。

本契約を承諾する前に、本契約の諸条件を注意深くお読み下さい。以下の「同意する」ボタンをクリックし、又は PTC から提供されるソフトウェア若しくはドキュメンテーションをインストールし、それらにアクセスし、若しくはそれらを使用された時点で、お客様はここに、本契約により拘束されることに同意し、かつ、その拘束を負う権限を有している旨表明されたものとします。

貴方が本契約のすべての条件に同意しない場合、又は貴方が代表者となって本契約を承諾しようとしている会社その他の組織に対し拘束を負わせる権限を貴方が有していない場合には、「同意しない」ボタンを押した時に表示される説明に従い、本契約とともに提供されたソフトウェア及びドキュメンテーションの各製品を PTC に返却してください。指定された期間内に当該説明に従っていただけない場合、本来、受けられる返金や費用の請求に対する権利は無効になります。本契約を承諾された時点で、許諾製品の各注文は取り消すことができません。

お客様は、許諾製品を直接 PTC から、PTC が認定した販売店若しくは再販業者から、又は PTC のオンラインストア（WWW.PTC.COM）から取得された場合を除き、違法取得された無許諾版の当該許諾製品を使用していることになります。PTC は、ソフトウェアの著作権侵害を法律に違反する犯罪とみなし、これらの活動に関与した者に対し、法的手段（民事及び刑事両方法）にて追求します。当該目的を達成するための手段の一つとして PTC は、許諾製品の違法コピーを使用しているユーザーのデータを取得及び PTC に転送するための、データ監視及びスカーリング技術を使用します。お客様が違法コピーのソフトウェアを使用している場合は、当該違法版の使用を止め、正に使用許諾されたソフトウェアを PTC から取得しなければなりません。お客様は、違法版を使用することによって、PTC ソフトウェアの違法コピーを使用している者の身元情報を識別するために、PTC がお客様の個人情報のデータを収集、使用及び転送（アメリカ合衆国を含む）することに承諾したものとみなされます。当該承諾は、お客様以外のユーザーを含み、この違法版ソフトウェアを使用している如何なるユーザーに対しても、法的拘束力を持つものとします。

PTC は、PTC ソフトウェアのユーザーの選好を理解するため、データモニタリング技術を利用し、システム上の使用及び動作についてのデータの収集及び転送、及び PTC ソフトウェアのユーザーのデータ収集及び測定をします。PTC は、技術及びマーケティングを目的として、アメリカ合衆国及びその他の地域を含めた、PTC 内及びその関係会社、並びにビジネスパートナーにおいて当該データを共有し、また、転送された当該データが適切に保護されるよう努めます。PTC の商業ソフトウェアライセンスは、ユーザーのデータ収集に対し、オプトアウト（拒否）することはできますが、学生・教育用バージョンについてのみシステム使用及び動作のデータは収集されます。PTC の無償又はトライアル版のソフトウェアは、ユーザーデータを含めた当該データ収集をオプトアウトすることはできません。

お客様が PTC ソフトウェアを使用又は PTC のウェブサイトにアクセス又はアメリカ合衆国以外の国から通信をしている場合、これらの情報は必然的に国境を超ることになります。

前述のお客様のデータ収集及び／又は転送（アメリカ合衆国への転送を含む）に同意されない場合は、PTC ソフトウェアのダウンロード及び使用をしないようにしてください。お客様は、(i) 無償又はトライアル版のソフトウェアを使用することにより、又は(ii) PTC の商業用ソフトウェアで可能とする特定の個人データのオプトアウトをしないことにより、お客様の個人データの PTC（アメリカ合衆国を含む）の収集、使用、転送に同意しています。

以下の本文中に定義されていない用語は、本契約の末尾にあるスケジュール B に定義されています。

本契約の末尾にあるスケジュール A には、特定の国や地域に適用される追加（又は別の）条件が規定されています。

### 1. ライセンス

1.1 ライセンスの付与 本契約の条件に従い、PTC は、該当する許諾期間中において、お客様の内部製品開発、エンジニアリング及び情報管理運営のために限り、専ら見積書内に又は見積書がない場合にはライセンス基盤ウェブサイト内に示されている取扱及び許諾種別の該当制約事項のみに従い、見積書に示されている許諾製品をインストールし、使用する非独占的、取消可能、譲渡不能のサブライセンス許諾権なきライセンス（以下「本ライセンス」といいます）をお客様に付与します。前記に問わらず、

- (a) 許諾製品が「評価」又は「トライアル」用に PTC により提供される場合、当該本ライセンスは、当該許諾製品を評価する為にインストールし、使用するだけのものとなり、お客様は、いかなる商業目的や生産目的において許諾製品を使用しないことに同意します。
- (b) 本許諾ソフトウェアが教育用ライセンスとして使用を付与されている場合、お客様は公認の教育機関に在籍又は雇用されているものとし、本許諾ソフトウェアを、学位（修了証書など）の授与ができるカリキュラムにおける教育の為のみに使用するものとします。お客様がこれらの要件のいずれかに満たさない場合、本契約に基づいた権利はないものとします。教育機関内の施設において、又は学術的な名前を前提

として行われる非教育的な研究又は資金援助を受けた教育研究は、前述の教育の為とはならず、当該目的における教育用ソフトウェアの使用は、本契約の規約に違反するものとみなされます。

**1.2 指定国／指定コンピュータ／指定ネットワーク** 第1.3項を条件として、お客様は、該当する指定国にあるコンピュータシステム及びネットワーク上の該当する指定コンピュータ又は指定ネットワークにおいてのみ許諾製品をインストールし、操作できます。お客様は、隨時、お客様が許諾製品をインストールし又は操作しようとする指定コンピュータ、指定ネットワーク及び／又は指定国を変更できます。但し、各場合に、(i)お客様は、その変更について PTC に事前に書面で通知するものとし、且つ(ii)お客様は、許諾製品を異なる指定国に移転する時点で、すべての該当する PTC 移転料及び／又はアップリフト料金、並びに当該移転により支払うべき税金、料金又は関税(総称して、以下「再配置料」といいます)を支払うものとします。

**1.3 グローバルライセンス／制限付グローバルライセンス** 許諾製品が「グローバル」又は「制限付グローバル」を基準として PTC から使用許諾される場合、第1.2項は、当該許諾製品には適用されず、その代わりに以下が適用されるものとします。

- (i) **グローバルライセンス** 本契約のその他の要件に従い、お客様は、グローバルライセンスにより、全世界を通じお客様のいかなる所在地でも当該許諾製品をインストールし、操作し及び使用することができます。
- (ii) **制限付グローバルライセンス** 本契約の他の要件に従い、お客様は、制限付グローバルライセンスにより、指定国及び／又は許可国にあるお客様のいかなる所在地でも当該許諾製品をインストールし、操作し及び使用することができます。「許可国」とは、中国、インド、ロシア、チェコ共和国、ポーランド、ハンガリー、マレーシア、南アフリカ、イスラエル、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン及びルーマニアをいいます。

**1.4 使用上の追加制限** お客様は、以下を行ってはならず、また第三者が以下を行なうのを許可してはなりません。

- (i) 許諾製品の何らかの部分を修正し、又はその二次的著作物を創作すること、
- (ii) 許諾製品を賃貸し、リースし又は貸与すること、
- (iii) 第三者の訓練のため、いざれかの第三者にソフトウェア実装若しくはコンサルティング・サービスを引渡すため、又は業務用タイムシェアリング若しくはサービスビューロでの使用のために、許諾製品を使用し、又はその使用を許可すること、
- (iv) スケジュール A に特に明記している内容に該当する場合を除き、許諾製品又は許諾製品のファイル形式を逆アッセンブル、逆コンパイル若しくはリバースエンジニアし、又はその他許諾製品のソースコード又はファイル形式へのアクセスを試みること、
- (v) PTC の事前の書面による同意を取得することなく、全体又は一部を問わず、許諾製品、そのコピー、又は本ライセンス若しくはそれについての他の権利を、いざれかの第三者に売却、許諾、再許諾、貸与、譲渡又はその他移転すること(売却、交換、贈与、法の適用その他によるか否かを問いません)、
- (vi) 許諾製品上又はそのいざれかのコピー内にある著作権、営業秘密、特許、商標、ロゴ、財産権及び／又はその他の法的な表示を変更、削除又は不明瞭にすること、並びに
- (vii) 全体又は一部を問わず、許諾製品をコピー又はその他複製すること。但し、(a)この第1条に従って許諾製品を実行する目的でコンピュータメモリへのインストレーションに必要な場合、及び／又は(b)バックアップのみの目的のために合理的な数のコピーを作成する場合を除きます(但し、当該許可されたコピーは、PTC の財産であるものとし、お客様は、それらの財産上に、PTC から取得した許諾製品のオリジナルコピーに含まれるすべての PTC の著作権、営業秘密、特許、商標、ロゴ、財産及び／又はその他の法的な表示を再現するものとします)。

お客様が何らかの無許諾又は無認可版の PTC ソフトウェアを使用されている場合、お客様は、第7条に基づき違反事由により本契約を終了する PTC の権利及び PTC が有し得る他の救済手段を制限することなく、法律により課されるすべての罰金に加え、すべての当該無許諾ソフトウェアに対する PTC のその時点で有効な定価金額を PTC に支払うことを同意します。

**1.5 同時ユーザー製品に適用される使用上の追加制限** 許諾製品が、同時ユーザー製品である場合、以下の規定が適用されます。

- (i) 同時ユーザー製品にアクセスし又はこれを操作する許可ユーザーの数は、どの時点においても、その特定の許諾製品についての時点で有効な本ライセンスの数を超えることはできません。
- (ii) **Integrity 及び Implementer** 製品を除き、指定国に物理的に存在する許可ユーザーのみが許諾製品にアクセスし、これを操作し及び／又は使用できます。お客様の従業員でない許可ユーザーは、お客様の所在地に物理的に所在している間のみ許諾製品を使用できるものとします。

- (iii) 同時ユーザー製品が「固定」、「ロック」若しくは「ノードロック」を基準に使用許諾されている場合、又は許諾製品が「指定コンピュータ」製品として使用許諾されている場合、その許諾製品は、それがインストールされている指定コンピュータ上でのみ操作することが許諾されています。

**1.6 登録ユーザー製品に適用される使用上の追加制限** 本ライセンスは、登録ユーザー製品又はそこに含まれているデータへのアクセス(直接的であるか、又はウェブポータルを通じて、若しくは許諾製品若しくはそのデータを「バッチ」し、その他それらへの間接的アクセスを実現する他の機構を通じてであるかを問いません)をする個人ごとに必要となります。共通又は共用のログインは認められていません。お客様は、登録ユーザーの総数がどの時点においてもその特定の許諾製品のその時点で有効な本ライセンスの数を超えない限り、新規の登録ユーザーを随時追加し及び／又は交代させることができます。但し、以前に登録ユーザーであった者が登録ユーザーに復帰する場合、PTC のその時点での値段で、新たなライセンス料金を PTC に支払わなければなりません。

**1.7 指定サーバ製品に適用される使用上の追加制限** お客様は、該当する指定国にある該当する指定サーバにのみ指定サーバ製品をインストールし、操作することができます。お客様は、指定サーバ製品の指定サーバ及び／又はその場所を随時変更できます。但し、各場合において、(a)お客様がその変更について PTC に事前に書面により通知し、また(b)異なる指定国に指定サーバ製品を移転する際は、お客様が該当するすべての再配置料を支払うことを条件とします。

**1.8 第三者構成品及びバンドル第三者製品** 一定の許諾製品には、第三者ソフトウェア構成品(以下「第三者構成品」といいます)が含まれますが、これについては追加の条件が適用されます。現行の追加条件は、第三者条件のスケジュールに記載されており、<http://www.ptc.com> の「法律上の方針とガイドライン」セクションで入手できます。別途、PTC が許諾製品と共に頒布するためバンドルすることのある一定の第三者ソフトウェア製品は、その第三者ソフトウェア製品の製造業者により直接お客様に使用許諾されます(以下「バンドル第三者製品」といいます)。当該バンドル第三者製品もまた、第三者条件のスケジュールに記載されています。お客様は、第三者構成品及び／又はバンドル第三者製品の使用が第三者条件のスケジュールの条件に従うものであることに同意します。第三者構成品又はバンドル第三者製品を含むニューリリース版は、追加の又は異なる第三者条件の対象となることがあります。PTC は、これについてそのニューリリース版のお客様への引渡し時点でお客様に通知するものとします。

**1.9 製品特有の追加制限** 以下の規定は、以下に特定する許諾製品に関してのみ適用されます。

- (i) **相互運用ツール／ツールキット** PTC 相互運用ツール(例えば、Pro/TOOLKIT、J-Link、Pro/Web.Link 及びアプリケーションプログラムインターフェース)は、お客様が(自ら又は第三者の援助により)許諾製品をお客様の他のコンピュータシステム及びプログラムと相互運用できるようにする目的でのみ提供されます。お客様は、当該相互運用ツールのすべて若しくは一部を第三者に頒布し、又は第三者に頒布する統合プログラムを開発するために当該相互運用ツールを使用することは認められておりませんし、またそうしないことに同意します。

(ii) **Windchill**

お客様は、ライトユーザーである許可ユーザーのみにライトユーザーライセンスを割り当てるものとし、お客様が許諾ソフトウェア及びそのメンテナンス・サービスの両方につき該当するアップグレード料金を支払わない限り、ヘビーアクセスにライトユーザーライセンスを割り当て(又は再割り当て)ではありません。本契約の適用上、「ライトユーザー」とは、お客様の組織内の以下の組織又は職務分野内で主に作業をする許可ユーザーを指します：製造、生産、購入、財務、品質、販売、サービスとサポート及びマーケティング。但し、以下の分野内に実質的な責任を負う許可ユーザーは、ライトユーザーとはみなされないものとします：製品エンジニアリング、応用エンジニアリング、製品管理、Windchill システム管理、プログラム事務所、技術出版及び調達エンジニアリング。「ヘビーアクセス」とは、ライトユーザーでない許可ユーザーを指します。

「ビュー(確認)／印刷ライセンス」は、Windchill の以下の基本的機能を目的とした Windchill の利用に限定されたライセンスです。(a) Windchill の検索エンジンを使用して、Windchill 管理の対象物を、メタデータ及び内容データ内においてキーワードで全文検索する機能、(b) データベース検索を実行し、Windchill 管理の対象物をメタデータの合致により探し出す機能、(c) キャビネット／フォルダー内の情報分類構造から Windchill 管理の対象物を多角検索する機能、(d) 前述の機能により検索された管理対象物を、「プロパティ」ページで確認する機能。「プロパティ」ページは、Windchill 管理の対象物のメタデータプロパティを外形化し、対象物の一部としてファイル内容がある場合には、そのファイル内容をダウンロードする機能を提供します、(e) 対象物を印刷する機能。以下に列挙された機能はすべて、ビュー／印刷ライセンスの機能から明確に除外されます。(1) ワークフロー及びライフサイクル作業の項目に参加する機能、(2) キャビネット／フォルダー内の分類関連(例えば、製品構造関係、変更要求／指示関係等)以外で多角操作、通常操作を実行すること、(3) 内容ファイルをアップロードする又はメタデータをどのような形であれ変更すること、(4) データ作成、データ変更を行う機能。

お客様は、外部ユーザーである許可ユーザーのみに外部ユーザーライセンスを割り当てるものとし、追加のライセンス料金なく別の外部ユーザーに外部ユーザーライセンスを再割り当てできます。但し、外部ユーザーライセンスは、いかなる暦月中でも 2 以上の外部ユーザーが使用することはできません。

(iii) FlexPLM

お客様は、ライトユーザーである許可ユーザーのみにライトユーザーライセンスを譲渡するものとし、お客様がソフトウェアとメンテナンスの該当するアップグレード料金を支払わない限り、ヘビーユーザーにライトユーザーライセンスを割り当て(又は再割り当て)ではありません。お客様は、お客様が所有する各2つのライトユーザーライセンスについて少なくとも1つのヘビーユーザーライセンスを所有しなければなりません。本契約の適用上、「ヘビーユーザー」とは、お客様の組織内の以下の組織又は職務分野内で実質的な責任を負う許可ユーザーを指します：システムアドミニストレーター、テクニカルデザイナー、デザイナー、繊維（ファブリック）開発、色彩（カラー）開発、フィットスペシャリスト、商品化計画（マーチャンダイジング）、製品品質、部品外注（ソーシング）。「ライトユーザー」とは、ヘビーユーザーでない許可ユーザーを指します。

お客様の本ライセンスが「サプライヤー用の本ライセンス」又は「外部ユーザー用の本ライセンス」である場合、お客様は、当該本ライセンスを外部ユーザーである登録ユーザーにのみ割り当てることができ、追加料金を支払うことなく、当該本ライセンスを他の外部ユーザーに再割り当てるすることができます。但しその場合、外部ユーザーライセンスは、いかなる暦月中においても2以上の外部ユーザーが使用することはできません。

(iv) Arbortext Iso View Distribution Kit. ライセンス契約の如何なる規定にもかかわらず、以下の文言は当該ライセンスに対して優先して適用されるものとします。Arbortext IsoView の Distribution Kit ライセンスは、お客様に以下を許可します。

(1) 単一の建物または同一の所在地にある複数の建物内で対話型電子技術マニュアル（以下「IETM」といいます。）又は許諾製品の機能に重要な機能追加及び/又は重要、且つ主要な追加コンテンツを有するソフトウェアアプリケーション（例：IETM）（以下「アプリケーション」といいます。）を開発するために Arbortext IsoView を利用すること、及び (2) 本規定に従って、IETM 又はその他重要なコンテンツもしくはアプリケーションにバンドルされた該当のインストールプログラムファイル（ランタイムコンポーネントを含む）を、お客様のエンドユーザーに対して再実施許諾することができます。但し、当該 IETM/その他重要なコンテンツ又はアプリケーションと関連した使用に限られており、それ以上の再実施許諾を許可するものではない。お客様のエンドユーザーへの再実施許諾の権利は、アプリケーションが重要な追加機能及び/又は重要、且つ主要な追加コンテンツを有しない限り許可されないものとします。お客様が前述のインストールプログラムファイルを、イラストのプレゼンテーションなどのためにお客様のウェブページ等にインストールした場合、当該インストールプログラムファイルは、制限付きのパスワードの利用により保護しなければなりません。前述の再実施許諾は、ライセンス契約上で使用に関して規定された全ての条件に同意したお客様のエンドユーザーにのみ付与されます。お客様は、Arbortext IsoView 許諾製品に含まれる専有権に関する注意事項又はラベル類の一切を取り除いてはならず、各 IETM 及びアプリケーションの複製物に有効な著作権表示を含むものとします。お客様が Runtime Components 又はそれらの複製物を Arbortext IsoView インストールファイルの一部として、使用又は配布する場合、お客様は、当該配布及びエンドユーザーの使用によって引き起こされるあらゆる損害から PTC 及び Microsoft 社を補償し、かつ免責します。

(v) CADDs 使用ライセンス料金は、すべての CADDs 製品に適用されます。但し、ドイツ、オーストリア又はスイスで許諾され、使用される当該製品については適用外とします。

(vi) Creo View ECAD Creo View ECAD ソフトウェアのユニックス版が Mainsoft の MainWin Dedicated Libraries を組み込んだいかなる場合も、以下の追加条件が適用されます。

\*Creo View ECAD ソフトウェアにアクセスするユーザーの数と購入した本ライセンスの数は3対1の割合を超えることができません。

\* Mainsoft の財産権及び Libraries は、契約の諸条件と同程度に保護され、ライセンサーは、Mainsoft に代わって何らの表明又は保証もしません。マイクロソフト社は、本ライセンス契約の第三者受益者です。

(vii) ESI アダプター 非生産環境での ESI アダプターの使用について、お客様の開発者の75名までが ESI アダプターのテスト、生産前実行及びサポートのためにのみ ESI アダプターにデスクトップアクセスできます。

(viii) ホーム使用ライセンス： お客様のライセンスが「自宅使用(home use)」のライセンス又は「ポータブル可能ライセンス(portable license enabler)」のライセンスである場合、同一許諾製品の自宅使用でないライセンスの主たる利用者であるお客様の従業員又は請負人の各人に對し自宅においてのみ1ライセンスの使用が許可されます。ホーム使用に関する範囲及び制限についての詳細は、[http://www.ptc.com/support/maintenance/maintenance\\_support\\_policies.htm](http://www.ptc.com/support/maintenance/maintenance_support_policies.htm) を参照してください。

(ix) e-Learning ライセンス e-Learning ソフトウェアを購入されるお客様には、お客様のサーバ上において内部利用目的で当該ソフトウェアをホストする選択権が付与されます。ライセンス契約内のいかなる規定にもかかわらず、以下の両文言は e-learning ライセンスに対して優先して適用されるものとします。(a) e-learning ソフトウェアの使用は、指定国に住む者に限定されません。(b)当該ライセンスに関しては、お客様は、1つの登録ユーザーを別の者に代用させることはできません。ただし、登録ユーザーがお客様によって雇用が中止された場合は別登録ユーザーへ代替することができます。

**1.10 アップグレード** 許諾ソフトウェアが旧バージョンのアップグレードとして使用許諾された場合、お客様は、PTC により確認されたアップグレードとしての適格な旧バージョンを、最初に許諾されていなければなりません。また、お客様は、当該許諾ソフトウェアのメンテナンスの契約が有効な状態でなければなりません。そのアップグレードをインストールした後、アップグレードとして使用許諾された許諾ソフトウェアは、旧バージョンの製品に交換及び／又は補完され、お客様は、以降、旧バージョンの許諾ソフトウェアを使用することはできません。

## 2. 監査

**2.1 ライセンス使用状況の監査** お客様による本契約の諸条件の遵守を確認するため、お客様は、PTC がお客様による許諾製品の使用について使用状況の評価を実施できることに同意します。お客様は、PTC による合理的な事前通知後、すべての通常の営業時間において、当該評価を実施するための PTC の合理的要求に従い、お客様の施設及びコンピュータシステムに PTC がアクセスすることを認め、お客様の従業員及びコンサルタントに協力させることに同意します。

**2.2 報告** お客様は、PTC からの書面要求を受けた際、PTC に対し、許諾製品（登録ユーザー製品の場合、当該報告には、登録ユーザー製品を使用させるためにお客様がパスワード又はその他の特定な識別子を発行した個人である、全ユーザーのリストを含むものとします）のインストール及び／又は使用に関する報告を PTC へ提出することに同意します。当該報告は、正当な権限を有するお客様の代表者によりその正確性を認められたもので、PTC からの書面要求の受領後(10)営業日内に提出されなければならないものとします。お客様の許諾製品使用の数及び／又は本ライセンスの範囲が、当該許諾製品に許可されているものを超えている場合には、お客様は、当該超過使用に対し発生するすべての費用（該当するライセンス費及びメンテナンス・サービス費を含む）を支払うことに同意します。PTC が有するその他の権利又は救済手段を制限することなく、不払いは、本契約第 7 条に従い PTC が本契約を終了させる理由となります。

**3. 知的財産** PTC 及びそのライセンサーは、許諾製品及び許諾製品のコピー、並びに許諾製品に関するすべての著作権、営業秘密、特許、商標及びその他の知的財産権又は産業財産権の単独の所有者です。PTC が提供した又はお客様が行なった許諾製品のすべてのコピーは、その形式を問わず、依然として PTC の財産であるものとし、このコピーは、ライセンス期間中、お客様に貸与されているものとみなされるものとします。お客様は、本契約に基づき付与された本ライセンスが許諾製品又はそのコピーの権原又は所有権をお客様に与えるものではなく、本契約の明示的諸条件に一致した制限付の使用権を与えられるものにすぎないことを承認します。お客様には、許諾製品のソースコードについて何らの権利もないものとし、お客様は、PTC のみが許諾製品を維持し、改良し又はその他修正する権利を有することに同意します。

## 4. メンテナンス、保証、保証の排除

許諾製品がドイツ、オーストリア又はスイスで許諾され、使用される場合は、スケジュール A に規定された第 4 条の変更が適用されます。

**4.1 メンテナンス** メンテナンス・サービス・プランは、PTC がその注文を受領した後には、お客様が取り消すことはできません。PTC 及び／又はその授權された下請人は、[http://www.ptc.com/support/maintenance/maintenance\\_support\\_policies.htm](http://www.ptc.com/support/maintenance/maintenance_support_policies.htm) にある方針に従って適切な水準でメンテナンス・サービスを提供するものとします。お客様が、許諾製品の出荷に際し、またその後継続してメンテナンス・サービスを注文しておらず、後日、メンテナンス・サービスを希望する場合、お客様は、(i)メンテナンス・サービスについてのその時点の料金、及び(ii)お客様がメンテナンス・サービスを購入していなかった期間についてのメンテナンス・サービスの料金を支払わなければなりません。登録ユーザー製品及び eLearning 製品並びに Integrity 及び Implementer 製品に関して、お客様が注文した年間メンテナンス・サービスは、当該許諾製品についてお客様に付与されたすべての本ライセンスを対象としているわけではありません。メンテナンス・サービス・プランに基づき提供されるサービスは、隨時変更されることがあります、また、PTC は、通知なくいつでも、既に支払われている該当するメンテナンス・サービス料金の未使用部分を(比例按分で)お客様に返金する義務のみを負って、いずれのメンテナンス又はメンテナンス・サービス・プランでも提供を中止できます。

**4.2 保証** PTC は、お客様に対して、PTC が本ライセンスを付与する権限を与えていていること、及び第 4.3 項を条件として、お客様又はお客様の指定する者に対する PTC による許諾製品の最初の出荷後 90 日の期間(以下「保証期間」といいます)中、その許諾製品にエラーがないものであることを保証します。

**4.3 保証の例外** PTC は、(i)評価用の本ライセンス、(ii)ニューリリース版、(iii)PTC によるトレーニング・サービスの引渡しの過程でお客様に提供されるコンピュータソフトウェア、(iv)指定若しくは企図されていないアプリケーション又は環境での許諾製品の使用に帰する各種エラー、(v)許諾製品の何らかの修正又はカスタマイズに帰する各種エラー、(vi)無償でお客様に提供された許諾製品、及び／又は(vii)Sun のソフトウェア、Oracle のソフトウェア及び／又はバンドル第三者製品に関しては、本契約に基づき何らの保証義務も負わないものとします。

**4.4 唯一の救済手段** 上記 4.2 項で与えられた保証の PTC による違反についての PTC とそのライセンサーの全責任、及びお客様の限定的な救済手段は、PTC の単独の裁量で、(a)許諾製品を交換すること、又は(b)エラーを修理するよう誠実に努力することのいずれかとします。前文章に記載の PTC の義務は、PTC がエラーの通知を保証期間内に受け取り、PTC が合理的に要求するエラーに関する追加情報をお客様が提供した場合にのみ適用されるものとします。PTC がお客様からのエラーの通知及び関連の情報を受け取った後合理的期間内に、該当する許諾製品を交換しない場合及び／又は(バグ修正、ワークアラウンド又はその他の提供のいずれかにより)エラーを修正しない場合、PTC は、該当する許諾製品及びそれについてなされたコピーの返還時に、その許諾製品についてお客様が支払ったライセンス料金を返還します。

**4.5 追加保証の不存在** PTC 又はその再販業者若しくは販売代理店における従業員、パートナー、販売店(再販業者を含みます)又は代理人その

他いかなる第三者も、許諾製品又は本サービスに関して、本契約に含まれるものより広範な又は異なるいかなる表明、保証又は約束を与える権限も与えられておりません。但し、お客様を代表して授權された役員と PTC を代表してその弁護士若しくは法人コントローラーにより署名された書面契約に特別に定めのある場合を除きます。

**4.6 保証の排除** 第 4 条に明示的に記載の場合を除き、PTC は、明示、黙示又は法定の別を問わず、書面又は口頭を問わず、商品性、満足の行く品質、特別目的適合性、侵害の不存在についての保証、及び／又はお客様が投資について特別の収益を受けることの保証を含む、あらゆる保証を排除します(またお客様は、これらについて権利放棄します)。許諾製品は、訓練された専門家が使用することが意図されており、専門的な判断、テスト、安全性及び有用性の代わりとなるものではありません。お客様は、許諾製品を使用することで得たいかなる結果(許諾製品を使用して設計された品目の信頼性と正確性についての独立のテストの妥当性を含みます)についても単独で責任を負います。PTC は、許諾製品の操作又はその他の使用に中断若しくはエラーがないこと、又はお客様のデータ、コンピュータ若しくはネットワークに損害又は混乱を与えないことの保証はしません。

## 5. 補償、侵害

**5.1 お客様に補償する PTC の義務** PTC は、自らの費用で、許諾製品が米国の特許、著作権若しくは商標を侵害しているとの請求に基づきお客様に対して提起されたいかなる訴訟も防御し、また自らの選択で、その訴訟を解決するか、又はお客様に対して裁定された最終判決額を支払います。但し、(a)PTC がその請求の通知についてお客様から速やかに書面で通知を受けること、(b)PTC がその請求についての訴訟の防御及びその解決若しくは和解のためのすべての交渉について単独で支配し、その費用を負担すること(第 5.3 項の例外が 1 つでも適用される場合を除きます)、且つ(c)お客様がその請求の防御、解決又は和解において PTC の費用で PTC に十分協力することを条件とします。本第 5 条は、知的財産権の侵害に係る一切の請求に関して、PTC の唯一排他的な責任及びお客様の唯一の救済手段を規定するものです。

**5.2 請求を防止するために行動する PTC の権利** 本契約の第 5.1 項に記載の請求が生じた場合、又は PTC の見解で生じそうな場合、お客様は、PTC の選択と費用で、PTC が(a)許諾製品を継続して使用する権利をお客様に確保すること、(b)その機能を重大に損なうことなく許諾製品を修正して、権利侵害のないものとすること、又は(c)該当する本ライセンスを終了し、許諾製品の返還を承諾し、且つ各場合に 5 年間の定額償却方式により、その許諾製品についてお客様が支払った本ライセンスの料金又はその注文の時点のその許諾製品の PTC 表示価格のいざれか低い方の金額に相当する入金をお客様に与えることを、認めるものとします。

**5.3 お客様に補償する PTC の義務の例外** PTC は、何らかの侵害又はその請求が以下に基づくものである限りにおいて、本契約の第 5.1 項又はその他に基づきお客様に対していかなる責任も負いません。(a)許諾製品そのものが権利侵害していない場合の、本契約に基づき供給されていない機器若しくはソフトウェアとの組み合わせでの許諾製品の使用、(b)本契約に基づき設計若しくは企図されていないアプリケーション又は環境での許諾製品の使用、(c)お客様に提供された許諾製品の現行のリリース版以外の使用、(d)PTC 又はその従業員若しくは代理人以外の者による許諾製品の修正、又は(e)お客様が利害関係を有する特許、著作権、営業秘密若しくはその他の財産権の侵害請求。

## 6. 責任の制限

許諾製品がドイツ、オーストリア又はスイスで許諾され、使用される場合は、以下の条件は適用されず、スケジュール A に規定された第 6 条が適用されます。

本契約の第 4 条及び第 5 条の保証と補償の規定には、許諾製品又はその使用による特許、著作権、商標、営業秘密及びその他の知的財産権の保証違反、又は侵害若しくは侵害の主張についての責任を含む(但し、これらに限定されません)、許諾製品及び本サービスに関する、PTC、その子会社と関連会社、及びそれらの各々の取締役、役員、従業員若しくは代理人の全責任が記載されています。許諾製品の創作、使用許諾、機能実行、使用若しくは供給又は本サービスの提供から生じた若しくはそれらに関する、又はその他本契約に関する PTC 及びそのライセンサーの責任の上限は、保証、契約、不法行為その他に基づくか否かを問わず、その請求を生じさせた許諾製品若しくは本サービスについてお客様が支払った料金又はその注文の時点のその許諾製品若しくは本サービスの PTC 表示価格のいざれか低い方の金額を超えないものとします。

上記第 5.1 項に示されている PTC の補償義務を除き、PTC 及びそのライセンサー並びにその関連会社(子会社を含みます)、又はそれらの各々の取締役、役員、従業員若しくは代理人は、いかなる場合も、(A)利益の喪失、使用損害の損失、暖簾の損失、事業機会の喪失、売上の損失、評判の喪失又は期待した節約の喪失、(B)データ若しくは事業情報の喪失又は不正確性、セキュリティシステム若しくはセキュリティ機能の故障又は不適切性、及び(C)どのように生じたかを問わない特別の、付随的な、間接の、懲罰の又は結果的な損失又は損害について、各場合に、PTC がその損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負わないものとします。

お客様は、訴訟原因が生じて 1 年を超えた後は、いかなる理由でも PTC 及び/又はその子会社と関連会社、及び／又はその各々の取締役、役員、従業員若しくは代理人に対してもいかなる訴訟又は法的措置も提起しないことに同意します。お客様は、許諾製品及び本サービスについてお客様が支払った料金が本契約に定める保証の排除及び責任の制限の規定に部分的にに基づくものであること、並びにその条件に対するお客様の同意がない場合に、許諾製品についての請求が相当に高くなるであろうことを了解します。本第 6 条に記載の制限及び例外は、死亡又は人身被害に関するいかなる請求にも適用されないものとします。

## 7. 期間及び終了

## 7.1 終了となる事由 本契約及びすべての本ライセンスは、

- (a) (I)本契約の第 1.4 項(i)から(vii)号又は第 3 条又は第 8.4 項にお客様が違反した場合、(II)お客様又はお客様の財産若しくは資産について財産保全管理人、管財人、清算人若しくは類似の役人が指名された場合、(III)お客様がお客様の債権者のために全部の財産譲渡を行なった場合、(IV)お客様が組織再編、解散若しくは清算の申し立てをした場合、若しくはその申し立てがお客様に対してなされ、その後 60 日以内に却下されない場合、又は(V)お客様が営業活動を中止し、若しくは解散若しくは清算の手続を開始した場合は、自動的に且つ通知なく終了し、又は
- (b) 時宜を得た方法で弁済期の到来した許諾製品に関する PTC 又はリセラー（再販売業者）のいざれかへの支払いをしないことを含む、本契約の違反（上記第 7.1(a)号に列記されたもの以外）を記載した PTC からの書面による通知後 30 日で、その違反がその 30 日の期間内に PTC の合理的満足の行くとおり是正されない場合は、終了します。

7.2 満了又は終了の効果 一定のライセンス期間の満了及び/又は本契約の満了又は終了時に、お客様は、お客様が支払うべきすべての金額を速やかに支払い、ライセンス期間が満了又は終了となつたすべての許諾製品のオリジナルコピーを PTC に返却し、お客様のコンピュータ・ライブラリ、保管施設及び/又はホスティング施設からすべてのコピーとバックアップコピーを破壊及び/又は削除し、且つお客様が上記の要件を遵守していること及び当該許諾製品がもはやお客様の占有になく又は使用されていない旨を役員による書面で証明するものとします。

7.3 存続 第 2 条、第 3 条、第 4.6 項、第 5 条、第 6 条、第 7.2 項、第 7.3 項及び第 8 条は、本契約の満了又は終了後も存続するものとします。

## 8. 一般条項

8.1 準拠法 本契約に基づき、本契約から又は何らかの方法で本契約に関連して生じたすべての紛争は、法の抵触の原則を参照することなく（特に、統一コンピュータ情報取扱法を排除します）、マサチューセッツ州法に準拠し、これに従つて解釈されるものとします。各当事者はここに、国連の国際物品売買条約の適用を明示的に排除します。本契約に基づき、本契約から又は何らかの方法で本契約に関連して生じたすべての紛争は、他のいかなる裁判所又は管轄でもなく、マサチューセッツ州にある州裁判所又は連邦裁判所で専属的に争われるものとします。前述又は別段の内容にもかかわらず、PTC は、知的財産権を執行し、及び/又は秘密扱いの情報を保護するために、任意の適格な管轄裁判所で請求を提起する権利を有するものとします。お客様は、マサチューセッツ州にある州裁判所及び連邦裁判所がその人物に対する人的管轄権を有することを約定し、またお客様は、本契約により、撤回することなく(i)それらの裁判所の人的管轄に服し、(ii)それらの裁判所で開始された一切の訴訟に関連する送達、訴訟手続及び通知に同意します。当事者は、当該訴訟又は訴訟手続における最終判決が確定的で、拘束力を有するものであり、他の管轄でも執行可能であることに合意します。各当事者は、本契約から生じたいかなる紛争に関しても陪審審理に対する権利を放棄します。

8.2 通知 本契約に基づき要求又は許可されるいかなる通知又は連絡も、書面によるものとします。お客様への通知の場合、その通知はお客様の購入注文書に記載の住所又は PTC に書面で提供されているその他の住所に宛てられるものとします。PTC への通知の場合、その通知は、PTC、140 Kendrick Street, Needham, MA 02494、名宛人：法人コントローラーに、写しをゼネラルカウンセルとして、送付するものとします。本項に基づき提供されたいかなる通知も、(a)手交で与えられた場合は、直ちに、(b)郵便で与えられた場合は、投函後 5 営業日で、(c)エクスプレスクーリエ便で与えられた場合は、送付者の管轄での発信後 2 営業日目に、又は(d)ファクシミリで与えられた場合は、受取人のファクシミリ機によるその受取時に若しくは送付者のファクシミリ機により電子的に作成された送付者の送信確認レポートに記載のとおり、受け取られたものとみなされるものとします。

8.3 譲渡、権利放棄、修正 お客様は、PTC の事前の書面による同意なく本契約に基づくお客様の権利又は義務のいざれをも譲渡、移転、委任又は再許諾することはできず（直接的な場合であるか又は吸収合併による場合であるかを問わず、法の作用による場合又はお客様の資産の売却による場合を含みますが、これらに限定されません。また、お客様の支配権変動は、本規定の目的上、「譲渡」とみなします）、当該委任、譲渡、移転又は再許諾の試みは、無効で、本契約の違反となります。本契約の条件のいかなる権利放棄、同意、改訂、修正又は変更も、書面により、且つ PTC とお客様が署名しない限り拘束力はないものとします。PTC は、本契約を譲渡、移転、再許諾するいかなる提案に対しても、移転費用を請求する権利を留保します。

8.4 輸出 お客様は、適用される米国及びカナダの輸出法に基づき許諾製品及びそれらに関する技術データを受け取り、これらを使用する資格があること、並びにお客様又はお客様の取締役、役員若しくは関連会社のいざれもが輸出規制の適用される個人又は事業体を指定する米国商務省のリスト又は米国財務省のリスト又は類似するカナダの外務国際貿易省の輸出管理課のリストに掲載されていないことを保証し、表明します。お客様は、お客様又は許諾製品が対象となる管轄の適用されるすべての輸出管理規則をまず遵守すること（米国商務省又はカナダの外務国際貿易省の輸出管理課及びその他の政府機関からの必要な輸出若しくは再輸出の承認を得ることを含みますがこれらに限定されません）なく、許諾製品又はそれに関する技術データを、直接又は間接を問わず、輸出若しくは再輸出せず、又は輸出若しくは再輸出のために他の者若しくは事業体に提供してはなりません。お客様は、お客様が本項を遵守しなかつた結果として PTC が被った損害、損失、責任又は費用（弁護士報酬を含みます）について PTC に補償し、損害を与えません。

8.5 分離可能性 本契約が適用法に違反していないこと、いかなる規定（PTC に対して支払いをするようお客様に義務付ける規定を除きます）の実施不能性又は無効性も残りの規定の効力及び有効性に影響を与えないこと、また無効と決定された規定は本契約から分離されているものと

みなされ、可能な範囲でその無効な規定の利害及び経済的意図に可能な限り近い条項に置き替えられることが意図されています。

**8.6 完全なる合意** 本契約は、本契約の主題に関する PTC とお客様間の契約についての完全且つ排他的な説明です。本契約についてのいかなる権利放棄、同意、改訂、修正又は変更も、書面により且つ PTC とお客様が署名し又はその他明示的に確認しない限り、拘束力はないものとします。

**8.7 第三者受益者** 本契約当事者は、PTC の第三者ライセンサーが本契約の意図された受益者であり、当該ライセンサーの製品に関してその条件に依拠し、直接執行する権利を有することに合意します。

**8.8 マーケティング** お客様は、本契約が有効である間、PTC には宣伝及びマーケティング資料において PTC のソフトウェア及びサービス(該当するもの)の顧客/エンドユーザーとしてお客様を特定する権限があることに同意します。

**8.9 政府ライセンシー** お客様が米国政府の事業体である場合、お客様は、許諾製品が適用される連邦取得規則に基づく「商業コンピュータソフトウェア」であり、その他本契約に別途に記載の商業ライセンスの権利及び制限をもって提供されることに同意します。お客様が米国政府の契約に基づき許諾製品を取得している場合、お客様は、お客様が FAR 又はその他の連邦機関の他の同様の規則に基づき PTC の財産権を保護するため、許諾製品にすべての必要且つ該当する制限付権利の説明を含めることに同意します。お客様は、許諾製品が政府の契約に基づく引渡品である、又はそうみなされる場合は、当該説明を常に含めることに同意します。

## スケジュール A-PTC 関連会社からの購入

お客様が以下の諸国のいずれかで許諾製品のライセンスを取得された場合、そのライセンスの付与を行う事業体は、以下に示すとおりとなります。本契約の第 8.1 項にも拘らず、準拠法及び管轄は、以下に記載のとおりとします。

国	PTC 関連会社の使用許諾事業体	準拠法/管轄
ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ	Parametric Technology Nederland B.V.	オランダ
オーストリア、ドイツ	Parametric Technology GmbH	ドイツ法* Landgericht München I、 ドイツ
フランス	Parametric Technology S.A.	フランス
アイルランド	PTC Software and Services (Ireland) Limited	アイルランド共和国
イタリア	Parametric Technology Italia S.r.l.	イタリア
スペイン、ポルトガル	Parametric Technology Espana, S.A.	スペイン
スイス	Parametric Technology (Schweiz) AG	ドイツ法*、 Landgericht München I、 ドイツ
イギリス	Parametric Technology (UK) Limited	イギリス
その他欧州連合の国々	PTC Software and Services (Ireland) Limited	アイルランド共和国
トルコ、コソボ、セルビア、マケドニア、モンテネグロ、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アルバニア	PTC Software and Services (Ireland) Limited	アイルランド共和国
ロシア連邦	PTC International LLC	ロシア法／International Commercial Arbitration Court at the Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federation in Moscow
ベラルーシ、モルドバ、ウクライナ、アルメニア、グルジア、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン	PTC Software and Services (Ireland) Limited	アイルランド共和国
ノルウェー、スウェーデン、及びデンマーク、フィンランド、アイスランド及びフェロー諸島	PTC Sweden AB	スウェーデン
日本	PTC ジャパン株式会社	日本／東京地方裁判所
中国（中華人民共和国）	Parametric Technology (Shanghai) Software Co., Ltd.	中華人民共和国／上海の China International Economic and Trade Arbitration Commission (中国国际經濟貿易仲裁委員会)
台湾	Parametric Technology Taiwan Limited	台湾／台北裁判所
インド	Parametric Technology (India) Private Limited	インド
大韓民国	Parametric Technology Korea Ltd.	大韓民国
その他アジア太平洋地域（オーストラリア、ニュージーランドを含むが、中国、日本と台湾を除く）	Parametric Technology Corporation、	Special Administrative Region of Hong Kong (香港特別管理地区)/Hong Kong International Arbitration Centre (香港国際仲裁センター)
その他の国	Parametric Technology Corporation 又は注文時に PTC が指定するその他関連会社	米国／マサチューセッツ州

### \*オーストリア、ドイツ、スイスの特別規定

オーストリア、ドイツ又はスイスで許諾され、使用される許諾製品には、以下の規定が適用されます。以下の規定がオーストリア、ドイツ又は

スイス以外の地域で購入された許諾製品又は本サービスに適用されることは一切ありません。以下に記載している条項は、本契約の本文内の該当条項を指します。

・上記の第 1.4 項(iv)は、以下の場合においては適用されません。 (i)お客様の進めるプロセスが、その他ソフトウェアプログラムと、独自に作成されたコンピュータプログラムとの相互運用の際に必須とされる情報取得に必要であり、(ii)ドイツ著作権法の 69e 項の追加要求事項を満たしており、(iii)お客様の書面による要求に対して、PTC が合理的期間内に当該情報の取得ができなかった場合。

・第 4.2 項(保証)、第 4.4 項(唯一の救済手段)、第 4.5 項(追加保証の不存在)、第 4.6 項(保証の排除)、第 4.7 項(品質(Beschaffenheit)、保証) は、ここにより以下の規定に置き換えられます。

**4.2 保証期間、再始動、検査義務** 保証申し立ての制限期間は、出荷から (12) ヶ月とします。許諾製品の交換及び／又はエラー修正により当該保証期間が再始動することはありません。お客様が保証申し立て (*Mängelansprüche*) を行う際に必要となる事前条件は、(i)お客様がドイツ商法第 377 条に従い許諾製品を検査し、(ii)当該不具合が本契約において定義されたエラーであり、(iii)当該エラーが出荷時において既に存在したものであり、(iv)当該エラーに関して適切な通知をお客様が行うこととします。お客様は、エラーの通知を PTC に対し書面にて行わなければならず、PTC が個々の状況において合理的に要求するエラーの特定詳細を提供しなければなりません。お客様は、明らかなエラーについては出荷から 1 週間以内に、潜在的なエラーについては、当該エラーの発見から 1 週間以内に PTC に通知する義務があります。当該特定期間は、除外期間とします。

**4.4 救済措置** エラー発生の際には、PTC はその独自の裁量により(a)許諾製品を交換又は(b)当該エラーを修正します。但し、上記第 4.2 項に規定された期間内に PTC が当該エラーに関する通知を受け取ること及びお客様が当該エラーに関して PTC が合理的に要求する追加情報を PTC に提供することを条件とします。仮にエラー修正 (バグ修正、ワークアラウンド又はその他の提供いざれかにより) 又は製品交換が成功しない場合 (同エラーに対し、合理的な期間内で少なくとも 2 回以上 PTC が修正を試みた場合)、お客様は、以下の 2 つの選択肢の内 1 つを選ぶ権利が与えられます。 (i)関連する注文を解除すること。当該解除により PTC は、該当する許諾製品及びそれについてなされたコピーの返還時に、お客様が PTC に支払ったライセンス料金を返還します。又は(ii)購入価格への合理的減額を行うこと。交換又は修正は、法律上の義務承認を受けることなく行われ、それにより許諾製品に関連する保証申し立ての制限期間が一時中断することはありません。

**4.5 追加保証の不存在** PTC 又はその再販業者若しくは販売代理店のいかなる従業員、パートナー、販売員 (再販業者を含みます) 又は代理人も、本契約に含まれるものより広範な又は異なる表明、保証又は約束を与える権限を与えられておりません。但し、お客様を代表して授権された役員と PTC を代表してその弁護士又は法人コントローラーにより署名された書面契約に特別に定めのある場合を除きます。第 6 条に規定の、責任の制限に基づいてなされたエラーに対する損害賠償請求は除き、本第 4 条において規定される義務が、保証申し立てに関する PTC の唯一の責任義務とします。

**4.6 お客様責任** 許諾製品は、訓練を受けた専門家により使用されることを意図されており、お客様が実施する専門的な判断、テスト、安全性及び有用性の代わりとなるものではありません。お客様は、許諾製品を使用することにより取得したすべての結果 (許諾製品を使用して設計された品目の信頼性と正確性についての独立のテストの妥当性を含みます) について単独で責任を負います。

**4.7 品質(Beschaffenheit)、保証** PTC の発行物又はその営業担当により提示された許諾製品の品質、特にその広告、図面、カタログ又はその他の文書 (インターネットにおける表明、許諾製品のパッケージ及びラベル、商習慣的なものも含みます) は、当該品質が書面の提示書又は注文確認書に明確に含まれている場合のみ、許諾製品の契約上の品質としてみなされます。品質に関する保証は特に、以下の条件がすべて当てはまる場合にのみ PTC を拘束します。 (i)書面による提示書又は注文確認書で、(ii)明確に、「保証」又は「状態保証」 (Beschaffenheitsgarantie) と規定されており、(iii)当該保証により生じる PTC の義務が明確に規定されている場合。

・第 6 条は、ここにより以下の規定に置き換えられるものとします。

## 6. 責任の制限

**6.1 責任分類** PTC は、法的根拠の有無に関わらず、以下の場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。 (i)PTC が実質的な法律義務 (主要義務) への違反を過失的に (すなわち、少なくともその怠慢により) 違反した場合、又は(ii)損害が PTC 側による重大な過失又は意図的になされた場合、又は(iii)PTC がその保証を認めた場合。

**6.2 予想可能範囲** PTC の責任範囲は、以下の典型的な、予想可能な損害に限られます。 (i)PTC が実質的な法律義務 (主要義務) を軽過失により違反した場合、又は(ii)PTC の役員又は幹部ではない、従業員又はその代理人が重大な過失によりその他義務を違反した場合、又は (iii)PTC がその保証 (状態保証 (Beschaffenheitsgarantie)) と明確に規定された保証ではないものとします) を認めた場合。

**6.3 保証最高額** 第 6.2 項(i)及び(ii)の場合における PTC の責任範囲は、ユーロ 1,000,000 を最高額として限定し、又は単に財務上の損失に対しては、その最高額をユーロ 100,000 とします。

**6.4 間接損害** 第 6.2 項に関し PTC は、間接損害、結果的損害又は利益損失に対する責任を負わないものとします。

6.5 責任期間 お客様による PTC 及び／又は PTC の関連会社への、損失に対する申し立ては、法的根拠の有無に関わらず、お客様が当該損害を認識してから 1 年が経過すると失効し、又は当該認識の有無にかかわらず、遅くとも損失事象が発生した 2 年後にはその効力を失うものとします。許諾製品のエラーに対する申し立ては、第 4.2 項の保証の制限期間が適用されます。

6.6 強制責任 ドイツ製品責任法(Produkthaftungsgesetz)に従った、以下の事項に関する PTC の責任は、何ら影響を受けないものとします。生命、身体、健康への被害、欠陥の不正隠蔽又は状態保証 (Beschaffenheitsgarantie)の認定に関して。

6.7 従業員 第 6.1 項から第 6.6 項は、PTC 及び／又は PTC の関連会社の従業員又は代理人に対するお客様からの損害の申し立てにも適用されるものとします。

6.8 寄与過失 PTC に対する保証又は責任の申し立ての際、お客様の寄与過失、特に、不適切な過失通知又は不適切なデータ保有はしかるべき考慮されるものとします。不適切なデータ保有とされるのは、特にお客様が、外部からの影響（例えば、コンピュータウイルスや個々のデータ又はすべてのデータを危険にさらす恐れのあるその他現象）に対する最先端の適切な、安全対策の予防措置を取らなかった場合をいいます。

---

## スケジュール B 定義

「同時ユーザー製品」とは、見積書又はライセンス基盤ウェブサイトのいずれかに記載の、同時ユーザーを基準として使用許諾される許諾製品をいいます。

「指定コンピュータ」とは、許諾製品のインストレーション時にお客様が書面で PTC に指定した中央演算装置をいいます(本契約の第 1.2 項に従って変更されることがあります)。

「指定コンピュータ製品」とは、見積書又はライセンス基盤ウェブサイトのいずれかに記載の、「指定コンピュータ」を基準として又はその他「固定」、「ロック」、「ノードロック」を指定して使用許諾される許諾製品をいいます。

「指定国」とは、お客様による許諾製品の注文時にお客様が書面で PTC に指示するインストレーション先の国をいいます。指定国は、本契約の第 1.2 項に従ってのみ変更できます。

「指定ネットワーク」とは、許諾製品のインストレーション時にお客様が書面で PTC に指定するネットワークをいいます(本契約の第 1.2 項に従って変更されることがあります)。

「指定サーバ」とは、許諾製品のインストレーション時にお客様が書面で PTC に指定したコンピュータサーバであって(本契約の第 1.2 項に従って変更されることがあります)、該当するインストール済みの許諾製品アプリケーションのコピー(インスタンス)が1つのみあるものをいいます。

「指定サーバ製品」とは、見積書又はライセンス基盤ウェブサイトのいずれかに記載の、指定サーバ毎に使用許諾される許諾製品をいいます。

「ドキュメンテーション」とは、許諾ソフトウェアの出荷時に PTC が提供する又は PTC が電子的手段で利用可能とする該当する許諾ソフトウェアのユーザーマニュアルをいいます。

「教育用ソフトウェア」とは、「Priced for Education (教育用価格)」、「Student Edition(学生用)」、「Schools Edition(学校用)」、「School Advanced Edition」、「University Edition (大学用)」、「Professor's Edition/Version(教授用)」「Academic Edition/Version (学術用)」又はその他教育用又は学術用ライセンスとして指定される許諾製品をいいます。

「エラー」とは、許諾ソフトウェアが該当するドキュメンテーションに実質的に適合しないことをいいます。但し、お客様がその不適合について書面で PTC に通知し、PTC が合理的努力の後にその不適合を再現できることを条件とします。

「外部ユーザー」とは、登録ユーザーで、お客様及びその関連会社の外部の売主又はその他第三者をいいます。

「本ライセンス」とは、本契約の諸条件に従って、且つ見積書に記載の適用する制限に従って、該当するライセンス期間中、許諾製品を使用する非独占的で、譲渡不能の権利であって、再使用許諾する権利が伴わないものをいいます。

「ライセンス期間」とは、該当する見積書に記載のとおりの(但し、本契約の条件に従って早期終了することができます)又は見積書がお客様に提供されていない場合は、PTC がお客様にその他連絡するとおりの本ライセンスが有効である期間をいいます。ライセンスの期間の記載がない場合、ライセンス期間は永久に継続します。ただし、評価用の本ライセンスのライセンス期間は、別途 PTC から明確に指定されない限り、30 日を超えてはならないものとし、評価用の本ライセンスは、当該期間満了後に利用できなくなります。

「ライセンスロック製品」とは、その他 PTC 製品と共に使用されることを目的として使用許諾された許諾製品であり、その際、ライセンスロック製品が当該その他製品の許諾基準を決定するものをいいます。ライセンスロック製品は、見積書又は <http://www.ptc.com/support/legal-agreements/index.htm> (以下に定義するライセンス基盤ウェブサイト)のいずれかに記載されているものとします。

「許諾製品」とは、許諾ソフトウェアとドキュメンテーションを総称していいます。

「許諾ソフトウェア」とは、このコンピュータソフトウェア製品、並びに(i)このコンピュータソフトウェア製品と共に操作するために提供されるソフトウェア製品(例えば、モジュール、このソフトウェア製品とバンドルされているソフトウェア等)(但し、コンサルティング・サービスの引渡物であるソフトウェアを除きます)、(ii)本契約の第 4.4 項に従ってのエラー修正、(iii)お客様が購入したメンテナンス・サービスに従って PTC がお客様に提供するアップデート、エラー修正及び／又はニューリリース版、及び(iv)PTC によるトレーニング・サービスの引渡しの過程でお客様に提供されたコンピュータソフトウェアを総称していいます。

「ライセンス基盤ウェブサイト」とは、<http://www.ptc.com/support/legal-agreements/index.htm> にある「ライセンス基盤文書 (License Basis)」をいい、

様々な PTC 製品の使用許諾基準を特定し、特定の製品に関する追加的な諸条件を規定します。

「メンテナンス・サービス」とは、ニューリリース版の提供をいい、これには、注文されたメンテナンス・サービスの水準によっては、電話サポート、ウェブベースのサポートツール及びエラー修正も含まれます。

「ニューリリース版」とは、ある許諾製品の新規リリース版として PTC が指定し、且つ PTC がそのメンテナンス・サービスの顧客に一般的に提供するその許諾製品の修正版又は改良版をいいます。

「許可国」とは、中国、インド、ロシア、チェコ共和国、ポーランド、ハンガリー、マレーシア、南アフリカ、イスラエル、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン及びルーマニアをいいます。

「許可ユーザー」とは、お客様が許諾製品を使用することを承認した個人をいい、その使用は、本契約の諸条件に従ってのみなされるものとします。許可ユーザーは、(i)PTC の競業者でなく又は PTC の競業者に雇われておらず、且つ(ii)お客様の内部製品開発及び情報管理業務のサポートにおいてのみ許諾製品の利用に直接関与する、お客様の従業員、コンサルタント、下請人、サプライヤー、ビジネスパートナー及び顧客に限定されます。お客様は、常に、その許可ユーザーによる本契約の遵守について責任を負うものとします。

「ペインスタンス製品」とは、該当する許諾製品が接続されるシステムの各インスタンスについて 1 つの本ライセンスが必要な許諾製品をいいます。インスタンス毎の製品である許諾製品は、見積書又はのいずれかで特定されます。

「見積書」とは、このソフトウェア製品の購入に関連してお客様に提供された製品スケジュール若しくは見積書、又は何らの製品スケジュール若しくは見積書も提供されていない場合はこのソフトウェア製品についてのお客様の購入注文(もしある場合)をいいます。

「登録ユーザー」とは、許可ユーザーが登録ユーザー製品を使用するための本ライセンスをお客様が購入しており、当該許可ユーザーが登録ユーザー製品を使用するためのパスワード又はその他の固有の識別子をお客様が発行している場合における、当該許可ユーザーをいいます。

「登録ユーザー製品」とは、見積書又はライセンス基盤ウェブサイトのいずれかに記載の、登録ユーザーを基準として使用許諾される許諾製品をいいます。

「再販業者」とは、PTC の再販業者又はその他の認定された販売店をいいます。

「本サービス」とは、メンテナンス・サービスとトレーニング・サービスを総称していいます。

「サイトライセンス」とは、お客様の所在地ごとに必要とされる許諾製品の本ライセンスをいい、見積書又はライセンス基盤ウェブサイトに記載されています。同じ都市又は町（郵便の住所に基づく）に所在するお客様の複数の施設は 1 つの「所在地」とみなされますが、異なった都市又は町に所在する場合は複数のサイトライセンスを必要とします。

「トレーニング・サービス」とは、PTC によって許諾製品の使用に際しての教育又はその他のトレーニングをいいます。「トレーニング・サービス」には、本契約において許諾製品となる PTC の eLearning トレーニング製品(例：PTCU)は含まれないものとする。

「アップリフト料金」とは、最初の指定国で特定の許諾製品のインストレーションに適用されるライセンス料金とお客様が許諾製品の移転を望む指定国で当該許諾製品のインストレーションに適用されるライセンス料金の差額に基づく料金をいいます。

「使用ライセンス料金」とは、特定の許諾製品のインストレーション時より発生し、使用ライセンス料金が支払われている期間中、お客様が(i)本ライセンスの条件に基づき許諾製品を継続的に使用し、且つ(ii)当該ソフトウェアについて電話サポート、エラー修正又はワークアラウンド及びニューリリース版を受けることができる継続的料金をいいます。